平成２１年（フ）第５２１号
金沢市糸田新町６番16号　本陣パレストスカーナ301号
債務者　二木　克仁
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７４９号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字傍示木６番地の４、申立時の住所京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字殿山１番地の112　Ｃ―204
債務者　金川　　優
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５０号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地１　府営住宅小栗栖西団地９―105
債務者　小嶋　雅子（旧姓今出）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９４号
京都市伏見区西大黒町1035番地　貸家２Ｆ２号
債務者　山本ミサ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９５号
京都府八幡市橋本西山本17番地１　ベルクオーレ橋本411号
債務者　林智絵こと　李　　智淑
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３０号
京都市西京区上桂北村町244番地　エスポワール上桂205
債務者　カネダフクミこと金田徳子こと金田徳子こと　鄭　　徳子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３６号
京都市左京区二条通川端東入孫橋町35番地　二条マンション15号
債務者　木村　静子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
兵庫県姫路市飾磨区英賀乙78番地７、従前の住所兵庫県姫路市下手野２丁目14番８号
債務者　中谷　竜哉
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４７３号
兵庫県姫路市飾磨区英賀乙78番地７、住民票上の住所兵庫県姫路市御立北２丁目12番18号　従前の住所兵庫県姫路市下手野２丁目14番８号
債務者　中谷　　望
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６２２号
奈良市富雄元町１丁目22番１号
債務者　小林　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２１６号
鳥取県八頭郡智頭町大字三田418番地
債務者　萩原伊佐子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３６号
鳥取県鳥取市国府町高岡399番地
債務者　横山　公翁
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９２号
鳥取県鳥取市面影１丁目13番１―142号　県住142号
債務者　田渕　　正
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９４号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目２番11―35号、旧住所鳥取県鳥取市吉成733番地２　レオパレス美保118号
債務者　松本　真二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９０号
広島市安佐南区相田７丁目17番25号
債務者　横澤辰之介
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５０４号
広島市佐伯区三筋１丁目４番20―302号
債務者　北浦　　宏
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６２号
広島市西区横川町２丁目14番８―504号
債務者　東條みのり
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部